

海外年金

日中社会保障協定の発効について

年金コンサルティング部 リサーチグループ 菅谷 和宏

今年 9 月 1 日に「日中社会保障協定」が発効されました。これにより、中国に一時派遣される従業員については、日本と中国での公的年金の保険料の「二重払い」が解消され、企業の負担が軽減されます。しかし、今回の協定では、「年金加入期間の通算」規定は設けられず、医療保険や雇用保険等も対象とされていません。

また、今年 4 月 1 日に、中国の国務院弁公庁は「社会保険料引き下げの総合方案に関する通知（以下、通知）」を發布（4 月 4 日公布）し、5 月 1 日以降の年金保険料の引き下げを行いました。本稿では、日中社会保障協定の概要と中国年金制度の改正動向について解説します。

1. 日中社会保障協定締結の経緯

日中社会保障協定の交渉は、中国での社会保険法の施行（2011 年 7 月）に先立ち、2011 年 3 月から日中実務者間の意見交換を重ね、2011 年 10 月に第 1 回交渉が北京で開

催されました。同年 12 月に第 2 回交渉、2012 年 3 月第 3 回まで順調に交渉が行われましたが、政治問題等の発生により交渉が一時中断されました。

（図表 1）日中社会保障協定の政府間交渉状況

	日付	交渉結果
第 1 回	2011 年 10 月	日中社会保障協定の枠組みを確認
第 2 回	2011 年 12 月	両国の社会保障制度に関する詳細な情報交換および意見交換
第 3 回	2012 年 3 月	日中社会保障協定の枠組み、基本的事項について協議
第 4 回	2015 年 11 月	日中双方の社会保険料の二重払い等の問題を解決することを確認
第 5 回	2016 年 6 月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲を議論
第 6 回	2016 年 11 月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲を議論
第 7 回	2017 年 4 月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲の協定案文を議論
第 8 回	2017 年 10 月	本協定の適用調整等および協定案文について議論
署名	2018 年 5 月	日本政府と中国政府の間で社会保障に関する協定に署名
承認	2018 年 11 月 30 日	第 197 回臨時国会において全会一致で承認
手続	2019 年 5 月 16 日	社会保障に関する協定の効力発生のための外交上の公文交換手続実施
発効	2019 年 9 月 1 日	日本政府と中国政府の間で社会保障に関する協定が発効

出所：外務省 HP「報道発表資料」より筆者作成

3年の中断期間の後、2015年11月に交渉が再開され、2017年10月の第8回の交渉で協定案文が取りまとめられました。2018年5月9日には、日本政府と中国政府の間で、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」の署名が、安倍晋三内閣総理大臣および李克強中国国務院総理の立会いの下、河野太郎外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で行われました。本協定案に関して、日本では2018年

秋の第197回臨時国会に協定案が提出され、11月22日に衆議院本会議、11月30日に参院本会議において、それぞれ全会一致で承認されました。その後、中国全国人民代表大会での承認を得て、2019年5月16日に日中政府間での協定の効力発生のための外交上の公文交換手続きが行われ、2019年9月1日に「日中社会保障協定(以下、協定)」が発効されたものです(図表1)。

2. 日中社会保障協定の内容

中国の公的年金は、公務員を対象とする「公務員年金」、都市部就業者(国有企業含む)を対象とする「都市従業員基本養老保険」、都市部非就業者および農村部住民を対象とする「都市・農村住民基本養老保険」に分かれています。協定対象は、「都市従業員基本養老保険」の被保険者です。

日本では「国民年金」と「厚生年金保険」の被保険者(日本で技能実習生、特定技能1号・2号等として就労する者も対象)が対象となり、中国国内企業に直接雇用される者や中国で自営業者として就労する者は対象外です。

社会保障協定には一般的に、「保険料の二重払いの解消」と、相手国で保険料を支払

った場合の保険料の掛け捨てを防止するための二国間での「年金加入期間を通算」等の取り扱いがあります。「年金加入期間を通算」については、それぞれの国の保険料納付期間を合算して年金加入期間とし、双方の年金受給資格を満たせば、それぞれ年金を受給することができるものです。

従来は、日本から中国に従業員を一時派遣した場合は、日本と中国双方の公的年金に加入する必要があり、保険料の二重払いが発生し、企業のコスト負担が掛かっていました。また、中国での就労期間が短く公的年金の受給資格(15年)を満たせない場合は、中国に納めた保険料が掛け捨てにもなっていました。

(図表2) 日中社会保障協定のポイント

- 年金保険のみが対象(医療保険、雇用保険、労災保険は対象外)
- 日本の「国民年金・厚生年金保険」、中国の「都市従業員基本養老保険」被保険者が対象(中国国内企業に直接雇用される者や中国で自営業者として就労する者は対象外)
- 5年以内の一時派遣者は本国の公的年金のみに加入し、「保険料の二重払い」が解消(5年を超過する場合は、原則として相手国の公的年金に加入するが、「延長規定」あり)
- 「年金加入期間を通算」規定はなし

出所：外務省「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」より筆者作成

今回の協定では、9月1日以降、協定の発効日を起点として5年以内の一時派遣については、派遣元の公的年金のみに加入すれば良くなり、「保険料の二重払い」が解消されることとなりました。

しかし、「年金加入期間の通算」については、今回の協定には含まれていません（中国と他国との協定においても年金加入期間の通算規定はない）。これは、現在、中国の公的年金は省単位で管理・運営されており（保険料率も各省により異なる）、全国統合（省をまたぐ転職に伴う加入期間の通算等）

には時間がかかることが見込まれ、早期締結が得策と判断し、二重加入の解消に限定して締結されたものです。

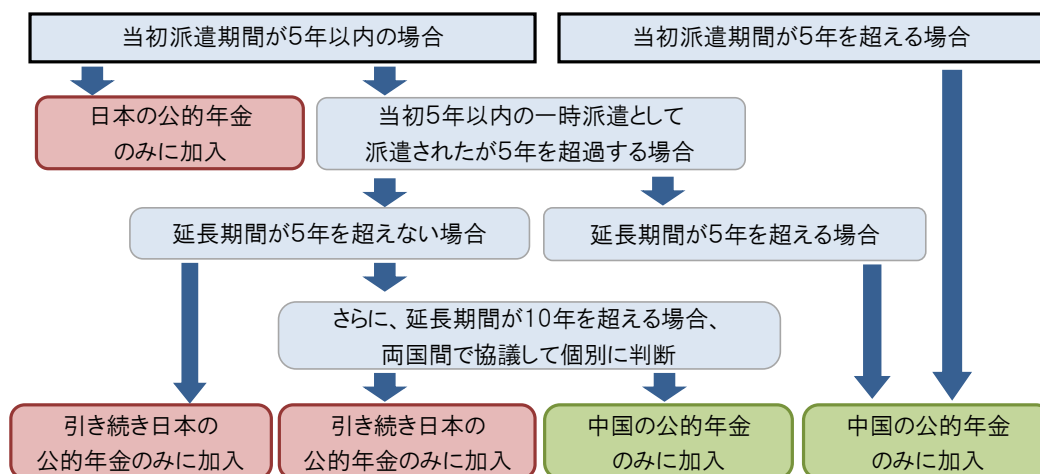
なお、将来的に通算規定を設ける可能性が排除されたものではありません。また、今回の協定の対象となる社会保険制度は、年金制度のみで医療保険、雇用保険、労働災害保険などは対象になっていません（図表2）。社会保障協定は、二カ国間での協定であり、各国個別に協定内容が異なります（医療保険や雇用保険などを協定対象としている場合もあり）。

3. 日中社会保障協定発効後の加入手続き

協定の発効により、中国に5年以内の一時派遣を行う場合は、日本の公的年金のみに加入すれば良いこととなります。派遣期間が5年を超えることが予定されている場合は、中国の公的年金のみに加入することとなります。なお、当初5年以内の一時派遣として派遣された者の派遣期間が5年を超過する場合は、原則として中国の公的年

金に加入することとなりますが、協定には「延長規定」が設けられており、延長期間が5年を超えない場合は、政府間での合意により、引き続き日本の公的年金のみに加入することができます。さらに、10年を超える派遣期間の延長についても、政府間の協議で、どちらの年金に加入するか個別に判断されるとしました（図表3）。

（図表3）日中社会保障協定における日本と中国での公的年金の加入方法



出所：外務省「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」より筆者作成

今回の協定では、9月1日以降、協定の発効日を起点として期間が計算されます。社会保障協定の適用を受けるためには、各企業は中国に派遣している従業員について、個別に手続きを行う必要があります。該当する従業員については、日本年金機構の年金事務所に「適用証明書」(図表4)の交付申請を行い、交付された「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出して、中国における公的年金の加入免除手続きを行うことが必要です。なお、協定発効前から中国で就労している場合も、同様に2019年9月1日以降に交付された「適用証明書」を提出して中国での公的年金の加入免除手続きが必要となります。

逆に、日本で就労している中国人従業員については、中国の社会保険管理センターに「適用証明書」の交付申請を行い、交付された「適用証明書」を日本の年金事務所に提出して、厚生年金保険の資格喪失手続きを行うこととなります。

(図表4) 適用証明書交付申請書(例)

出所：日本年金機構 HP

4. 海外在留邦人の現況

外務省「海外在留邦人数調査統計 平成30年要約版(2017年10月1日現在)」では、海外長期滞在者(3カ月以上の海外在留者でいずれ日本に戻る予定者で永住者を除く)は合計86.8万人で、米国が一番多く23.3万人、次いで中国が12.1万人です(図表5)。

中国では、1人当たり年間約71万円の保険料負担(上海市の年金保険料労使合計24%、1元=15.1円で換算)が発生しており、今回の社会保障協定の発効により、外務省の試算では日本企業は約550億円の二重払い削減効果が得られるとされています。

(図表5) 海外の長期滞在者の現状 (※印は、2019年9月時点で日本との社会保障協定発効済国)

順位	国名	邦人数	前年比	順位	国名	邦人数	前年比
1	アメリカ※	233千人	▲0.1%	6	フランス※	34千人	2.3%
2	中国※	121千人	▲3.2%	7	ドイツ※	34千人	3.3%
3	タイ	71千人	3.4%	8	シンガポール	34千人	▲3.3%
4	オーストラリア※	41千人	3.9%	9	韓国※	28千人	0.1%
5	イギリス※	41千人	▲9.1%	10	カナダ※	26千人	▲4.9%

出所：外務省「海外在留邦人数調査統計 平成30年要約版(2017年10月1日現在)」より筆者作成

5. 社会保障協定の締結状況

日本にとって、社会保障協定は中国が20カ国目ですが、既に、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキアの19カ国との社会保障協定が発効されています（図表6）。

また、現在、イタリア、スウェーデンと社会保障協定の署名が終わり発効の準備が進められています。さらに、フィンランドとは社会保障協定を合意し、トルコとは交渉中です。この他、社会保障協定の予備協議がオーストリアとベトナムで開始されています（図表7）。企業のグローバル化が進む中、早期の協定の締結が望まれます。

（図表6）社会保障協定締結国の一覧（2019年9月1日現在）

	締結国	発効日	二重払い防止(年金)	(医療保険)	加入期間の通算
1	ドイツ	2000年2月	○	×	○
2	イギリス	2001年2月	○	×	×※1
3	韓国	2005年4月	○	×	×※2
4	アメリカ	2005年10月	○	○	○
5	ベルギー	2007年1月	○	○	○
6	フランス	2007年6月	○	○	○
7	カナダ	2008年3月	○※3	×	○※3
8	オーストラリア	2009年1月	○	×	○
9	オランダ	2009年3月	○	○	○
10	チェコ	2009年6月	○	○	○
11	スペイン	2010年12月	○	×	○
12	アイルランド	2010年12月	○	×	○
13	ブラジル	2012年3月	○	×	○
14	スイス	2012年3月	○	○	○
15	ハンガリー	2014年1月	○	○	○
16	インド	2016年10月	○	×	○
17	ルクセンブルク	2017年8月	○	○	○
18	イタリア	署名済	○	×	×
19	フィリピン	2018年8月	○	×	○
20	スロバキア	2019年7月	○	○	○
21	中国	2019年9月	○	×	×
22	スウェーデン	署名済	—	—	—
23	フィンランド	合意	—	—	—
24	トルコ	交渉中	—	—	—

※1 英政府の「二重加入防止協定に限定」方針を受け、早期締結が得策と判断し、二重加入防止に限定したものの。

※2 韓国の公的年金制度は1988年導入のため、当面は二重加入防止に限定した協定としたもの

※3 ケベック州公的年金を除く

出所：厚生労働省 HP「社会保障協定締結状況」より筆者作成

(図表7) 社会保障協定に向けて準備中の国(2019年9月1日現在)

準備状況	対象国
社会保障協定署名済で発効待ち	イタリア、スウェーデン
政府間交渉中	フィンランド(合意)、トルコ
事前協議	オーストリア、ベトナム

出所：厚生労働省HP「社会保障協定締結状況」より筆者作成

6. 中国の公的年金の改正動向

中国の公的年金「都市従業員基本養老保険」は、1階部分「基礎年金」(賦課方式、企業拠出、国庫負担あり)と、2階部分「個人口座年金」(積立方式、本人拠出)から構成されています(図表8)。

「都市従業員基本養老保険」の対象者は、国有企業、都市部集団企業(市未満の区レベルが運営する官営企業)、都市部私営企業の従業員、外資系企業の中国人従業員です。制度の運営・管理は全国一律ではなく、各行政単位(省、直轄市(北京、天津、上海、

重慶の4都市)、自治区)および特別行政区(マカオ、香港)に属する市・県級の社会保険管理機構で行われています。

受給資格は加入期間15年以上で、支給開始年齢は、法定退職年齢(男性60歳、一般女性50歳、女性管理職55歳)です。

なお、法定退職年齢到達時に加入者期間が15年に満たない場合は、一時払い保険料を拠出することで受給資格を満たすことができます。

(図表8) 中国の公的年金制度

【公務員年金】	【都市従業員基本養老保険】	【都市・農村住民基本養老保険】
個人口座年金 【積立方式】保険料8% 基礎年金【賦課方式】 政府機関拠出：保険料20% (国庫負担あり)	個人口座年金 【積立方式】保険料8% 基礎年金【賦課方式】 企業拠出：14~16% (国庫負担あり)	個人口座年金 【積立方式】12段階定額 基礎年金【賦課方式】 (国庫負担)
加入対象者等		
公務員、共産党員 公共部門の医師・教師	都市部の被用者(国営企業・集団企業・私営企業・外資系企業・個人商店従業員) (加入者数)4億293万人 (受給者数)8,593万人 (資産額)4兆3,885億元	16歳以上(除く学生)の都市部の非就労および農村部の住民 (加入者数)5億1,255万人 (受給者数)1億5,598万人 (資産額)6,318億元

出所：厚生労働省「海外情勢報告2018」第1節 中華人民共和国(pp222-236)等を基に筆者作成

企業拠出については、従前は従業員の平均賃金総額の原則20%（各省により異なる）でしたが、農民工を使用する事業所にとっては20%という高い保険料を支払うことが難しい状況であり、政府は企業の保険料負担の軽減を目的に2015年から2018年にかけて段階的に保険料の引き下げを推奨してきました。そして、2019年4月1日に国務院弁公庁は「社会保険料引き下げの総合方案に関する通知（以下、通知）」を公布し、2019年5月1日以降、各省の「基礎年金」の保険料が16%を上回っている場合には、16%まで引き下げることが可能であるとしました。なお、本人拠出の保険料は、8%のまま変更はありません。

現在、企業拠出保険料は各省により異なりますが、本通知により上海市：16%、北京市：16%、広州市：14%、深圳市：14%等にそれぞれ企業拠出保険料の引き下げが行われました（図表9）。これにより、中国に派遣する従業員に対する企業の保険料負担が軽減されることとなります。

一方、各省間での経済発展格差による年金制度の財政状況の不均衡を是正する目的

で、2018年7月に保険料の調整制度である「中央調整制度」が開始され「中央調整基金」が設立されています。本制度は、各地域から保険料の上納率3%を中央調整基金に拠出させ、一定の計算式に基づき各地域の年金制度に配分する仕組みで、財政状況が良い地域から財政状況が悪い地域へと資金を配分するものです。独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によると、2018年7月から2018年12月の半年間で、徴収額は2,422億元に達しています。上納額が多かった地域は、広東省、北京市、山東省、上海市などで、配分を多く受けた地域は、黒龍江省、四川省、湖北省などでした。

前述の保険料引き下げにより、一部地域で年金制度の財政状況が一層悪化することが予想されたため、本通知により上納率が3.5%に引き上げられました。中国では、国民皆年金と地域格差是正に向けた制度改革が進められています。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

（図表9）各省の新保険料率（2019年5月～）

省(自治区・直轄市)	企業拠出保険料率		本人拠出 保険料率	基本養老保険 新保険料率(合計)
	新	旧		
遼寧省	16%	19%	8%	24%
河北省	16%	20%	8%	24%
北京市	16%	19%	8%	24%
江蘇省	16%	19%	8%	24%
上海市	16%	20%	8%	24%
広東省※	14%	13% (14%)	8%	22%
広州市	14%	14%	8%	22%
深圳市	14%	13%	8%	22%
四川省	16%	19%	8%	24%

※広東省各市は13%または14%でしたが、今回の通知で13%の市は2020年末迄に14%に引き上げ
出所：中国人力資源および社会保障局HP（各省自治区・直轄市）より筆者作成

- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。